

環境管理部会の審議状況等について

平成26年3月
環境管理課

1 所掌事務

「大気汚染防止、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止、土壌汚染防止、騒音防止、振動防止、地盤沈下防止、悪臭防止に関すること」

(関係例規) 京都府環境審議会条例(第7条) 京都府環境審議会運営要領(第3条)

2 平成25年度中の審議状況等

部会開催日:平成25年5月28日、7月30日、11月25日、平成26年2月5日

項目	内容
京都府環境影響評価条例の一部改正について	諮問:平成23年6月3日 答申:平成23年11月7日(第一次) 平成25年11月27日(第二次 下線部分) (審議内容) 環境影響評価法の改正を受け、条例改正。 <ul style="list-style-type: none">環境影響評価への住民理解の向上法手続における府の関与の見直し風力発電所の対象事業追加(規則)戦略的環境アセスメントの導入
水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の一部改正について	諮問:平成26年1月16日 (審議内容) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場からのカドミウム排水基準の省令改正手続きを踏まえ、府の上乗せ条例等の基準改正
農用地土壌汚染対策地域(亀岡市)の指定解除について	諮問:平成25年11月20日 (農林水産部) 答申:平成26年3月12日 (審議内容) 農用地の土壌汚染防止に関する法律に基づき指定した、カドミウムによる農用地土壌汚染対策地域の指定解除

3 平成26年度の予定

項目	内容
水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の一部改正について	水質汚濁防止法に基づく特定事業場からのカドミウム排水基準の省令改正手続きを踏まえ、府の上乗せ条例等の基準改正 (平成25年度から継続)

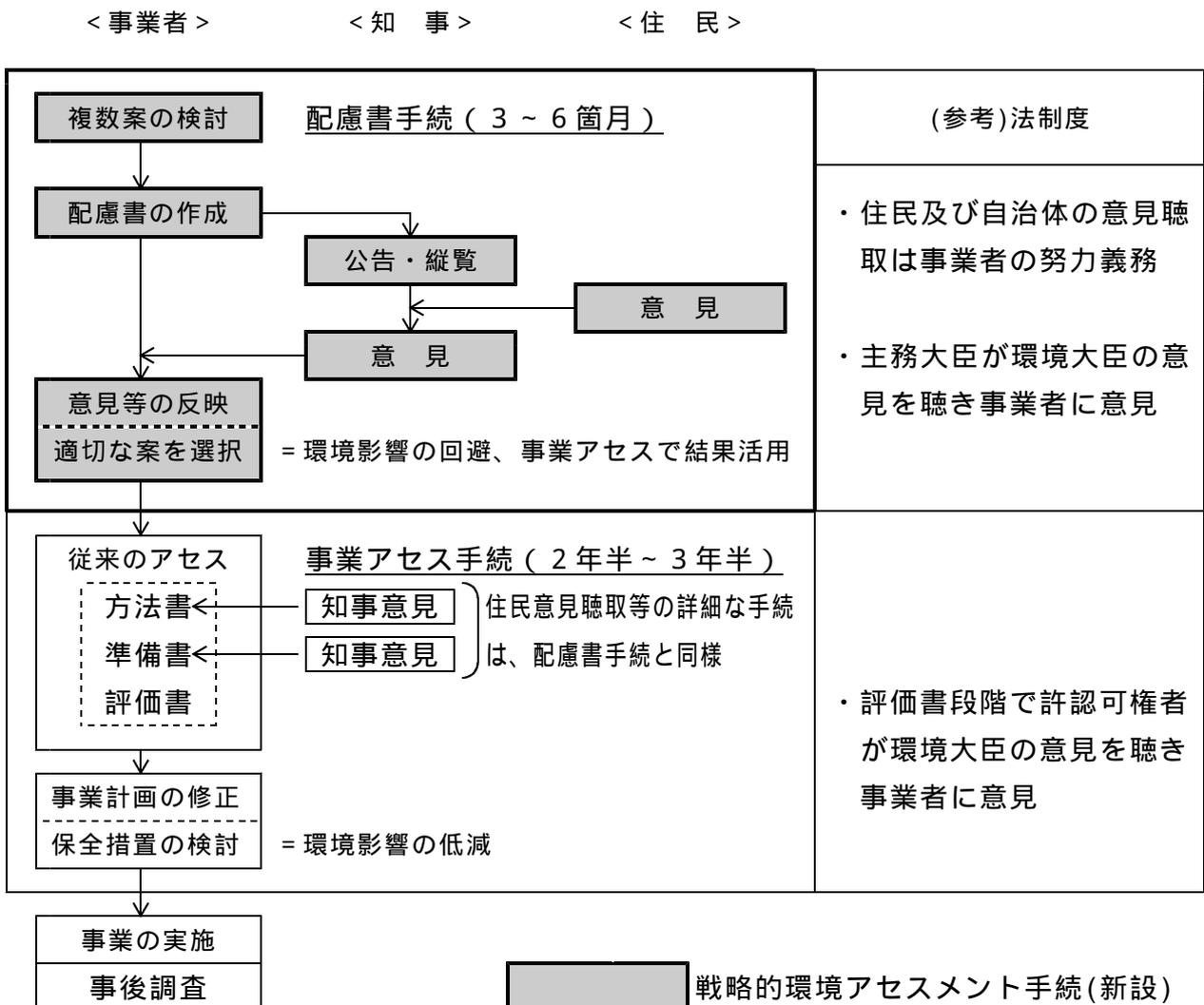
京都府環境影響評価条例の一部改正について (戦略的環境アセスメントの導入)

平成26年3月
文化環境部

1 改正の趣旨

環境影響評価法が、平成23年4月に改正、平成25年4月に施行され、事業計画の前段階である、事業の位置、規模等の検討段階における簡易な環境アセスメントの手続き(原則複数案の比較検討)が導入されたことから、その趣旨を踏まえ、条例に同様の手続を導入することにより、環境影響をより柔軟に回避、低減する。

2 手続の内容



対象事業は、現行条例から変更なし。

〔 12月府議会定例会に改正条例を上程・可決(12月18日)され、27日に公布。
平成26年7月1日施行。 〕

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の 一部改正について

平成26年3月
文化環境部

1 改正の趣旨

現在、国において、水質汚濁防止法に基づく特定事業場からのカドミウム(有害物質)の排水基準を強化するための省令改正手続が進められていることから、これを踏まえて、府独自の排水基準を規定する「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」及び「京都府環境を守り育てる条例施行規則」に係る改正の検討を行う。

2 カドミウムの排水基準

(1)「水質汚濁防止法」の規定

最新の科学的知見に基づき、カドミウムの排水基準の強化を中央環境審議会で検討中。[現行]0.1mg/L [改正案]0.03mg/L

(2)「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」の規定

排水基準 [現行]0.05 又は 0.08mg/L

(3)「京都府環境を守り育てる条例施行規則」の規定

条例規制対象事業場に適用する排水基準 [現行]0.05又は0.08又は0.1mg/L

国の新しい排水基準の施行時期(平成26年秋頃)

(参考)カドミウムについて

鉱物中や土壌中などに天然に存在する重金属。主に顔料、ニッケル・カドミウム電池、合金、メッキ等に用いられる。人間が長期間にわたってカドミウムを体内に取り込むと、腎機能障害が生じることが知られている。

農用地土壌汚染対策地域の指定解除について

平成 26 年 3 月
農 林 水 産 部

1 対策地域の指定解除

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定した、カドミウムによる農用地土壌汚染対策地域について、法第 4 条第 1 項の規定に基づき指定を解除する。

（1）解除区域

ア 所在地 亀岡市蕪田野町、吉川町、大井町

イ 面積

地区名	面積
蕪田野町・吉川町	41.99ha
大井町	2.24ha
計	44.23ha

ウ 指定年月日 昭和 63 年 4 月 26 日（知事指定）

（2）法的根拠

（法第 4 条第 1 項）

都道府県知事は、対策地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 解除理由

（1）蕪田野町・吉川町 41.99ha については、汚染を解消するための公害防除特別土地改良事業を実施し、3 か年の「対策地域調査」でも問題となる数値は認められなかった。

（2）大井町 2.24ha については、宅地転用により農用地としての機能を失った。

以上の結果から、法で定める解除要件を満たしたため、指定解除を行う。